

八戸市告示第 2 8 7 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和 7 年 9 月 25 日

八戸市長 熊 谷 雄 一

名称	所在地	廃止年月日
船越内科外科医院	八戸市大字湊町字久保11番地12	令和7年7月31日
サカエ薬局 大工町	八戸市大字大工町3-1	令和7年7月31日
鮫駅前薬局	八戸市大字鮫町字持越沢25－8	令和7年7月31日